

(現行) 単年度案件

契約区分				支払条件			
種類	細分類	契約者	対象代金	①コンサルタント契約認証時	②業者契約認証時	③85%以上の出来高完了時(*2)及び最終船積・最終引渡完了時	④全工事完了時
施設建設と機材調達(特殊機材含む)の混合案件	据付なし	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	40%	30%	20%	10%
	据付なし(前年度に詳細設計を実施した場合)	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	40%	30%	20%	10%
	据付あり	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	40%	30%	20%	10%
	据付あり(前年度に詳細設計を実施した場合)	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	-	40%	30%	20%

\* 2: 出来高見合い(マイルストーン)の支払い(中間払い)を行う場合、当該出来高に達した際に完了する具体的な工事名(例えば、基礎工事の完了、屋根工事の完了、全50kmの内30kmの舗装完了の完成等)を契約書の支払条件に明記する。

\* 5: 瑕疵検査、もしくは保証期間満了前検査を行う場合は、コンサルタントの施工監理業務もしくは調達監理業務と別に、検査報告提出後に検査分100%の支払いを行う

(現行) 国債案件

契約区分				支払条件基準					
種類	細分類	契約者	対象代金	年度	①コンサルタント契約認証時	②業者契約認証時	③当年度分85%以上の出来高完了時	④当年度分の工事完了時	
施設建設と機材調達(特殊機材含む)の混合案件	据付無	コンサルタント	支払限度額(契約代金)	初年度	40%	30%	(*)及び船積・引渡完了時 20%	10%	
				第2年度以降(瑕疵検査等を除く)	-	-	①当年度分50%以上の出来高完了時(*2) 50%	②当年度分85%以上の出来高完了時(*2)及び船積・引渡完了時 30%	③当年度分の工事完了時 20%
	(A国債(前年度に詳細設計を実施)の場合)	コンサルタント	支払限度額(契約代金)	初年度	-	40%	②当年度分50%以上の出来高完了時(*2) 30%	③当年度分85%以上の出来高完了時(*2)及び船積・引渡完了時 20%	④当年度分の工事完了時 10%
				第2年度以降(瑕疵検査等を除く)	-	-	①当年度分50%以上の出来高完了時(*2) 50%	②当年度分85%以上の出来高完了時(*2)及び船積・引渡完了時 30%	③当年度分の工事完了時 20%
据付有	コンサルタント	支払限度額(契約代金)	初年度	-	40%	30%	-	③当年度分85%以上の出来高完了時(*2)及び船積・引渡完了時 20%	④当年度分の工事完了時 10%
			第2年度以降(瑕疵検査等を除く)	-	-	①当年度分50%以上の出来高完了時(*2) 50%	②当年度分85%以上の出来高完了時(*2)及び船積・引渡完了時 30%	③当年度分の工事完了時及び据付完了時 20%	
(A国債(前年度に詳細設計を実施)の場合)	コンサルタント	支払限度額(契約代金)	初年度	-	40%	①業者契約認証時	②当年度分50%以上の出来高完了時(*2) 30%	③当年度分85%以上の出来高完了時(*2)及び船積・引渡完了時 20%	④当年度分の工事完了時及び据付完了時 10%
			第2年度以降(瑕疵検査等を除く)	-	-	①当年度分50%以上の出来高完了時(*2) 50%	②当年度分85%以上の出来高完了時(*2)及び船積・引渡完了時 30%	③当年度分の工事完了時及び据付完了時 20%	

\* 2: 出来高見合い(マイルストーン)の支払い(中間払い)を行う場合、当該出来高に達した際に完了する具体的な工事名(例えば、基礎工事の完了、屋根工事の完了、全50kmの内30kmの舗装完了の完成等)を契約書の支払条件に明記する。

\* 5: 瑕疵検査、もしくは保証期間満了前検査を行う場合は、コンサルタントの施工監理業務もしくは調達監理業務と別に、検査報告提出後に検査分100%の支払いを行う

(改定版: 2022年12月以降に協力準備調査の実施が決定された案件(\*8)) 単年度案件及び国債案件

契約区分				支払条件基準(*5)(*9)			
種類	細分類	契約者	対象代金	①コンサルタント契約認証時	②業者契約認証時	③85%以上の出来高完了時(*2)及び最終船積・最終引渡完了時	④全工事完了時
施設建設と機材調達(特殊機材含む)の混合案件	据付なし	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	50%	30%	10%	10%
	据付なし(前年度に詳細設計を実施した場合)	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	50%	30%	10%	10%
	据付あり	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	50%	30%	10%	10%
	据付あり(前年度に詳細設計を実施した場合)	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	-	50%	30%	10%

\* 2: 出来高見合い(マイルストーン)の支払い(中間払い)を行う場合、当該出来高に達した際に完了する具体的な工事名(例えば、基礎工事の完了、屋根工事の完了、全50kmの内30kmの舗装完了の完成等)、若しくは出来高%を契約書の支払条件に明記する。

\* 5: 瑕疵検査、もしくは保証期間満了前検査を行う場合は、コンサルタントの施工監理業務もしくは調達監理業務と別に、検査報告提出後に検査分100%の支払いを行う。

\* 8: 2022年12月以降に協力準備調査の実施が決定された案件以外の案件への適用については、実施段階において実施監理課に確認のこと

\* 9: 業者分の支払条件の基準については、施設建設及び機材調達の各シートを参照